平成２３年（フ）第１８７号
長崎県大村市木場１丁目41番地　アネックス木場Ｂ―101、旧住所長崎県大村市久原１丁目471番地11
債務者　馬津川稔也
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１号
長崎県大村市杭出津３丁目406番地８
債務者　田﨑　昭子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
岩手県二戸市金田一字水梨21番地
債務者　小笠原桂子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後４時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第８７６３号
大阪市平野区喜連西６丁目２番71―207号
債務者　笠原　美紀
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４号
大阪府東大阪市小阪１丁目11番３―514号
債務者　髙村すみ子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７１８号
東京都八王子市鑓水２丁目73番地２―401
債務者　日野　徳幸
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６８７号
東京都府中市四谷２丁目50番地の８グリーンコーポ武蔵野102
債務者　久保　智敬
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７０５号
東京都東村山市栄町３丁目24番地63
債務者　木村　雅行
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７０６号
東京都東村山市栄町３丁目24番地63
債務者　木村喜美子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１９２号
横浜市南区六ツ川１丁目293番地　幸美荘102号室
債務者　海老塚乾司
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６号
神奈川県藤沢市石川４丁目24番地の32　プレミール永山Ｃ―107
債務者　岡　　晴也
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５２号
愛知県安城市今本町３丁目10番４号　神谷アパートＡ、旧住所愛知県高浜市春日町５丁目165番地　サンコート三高906号
債務者　田中　あや
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月５日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第１３３７号
福岡市西区野方４丁目19番11号
破産者　株式会社誠建
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９１号
福岡市博多区東光１丁目３番８号
破産者　川崎鐵網株式会社
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３１号
北海道函館市末広町16番11号
破産者　株式会社イチヤマ商店
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
函館地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２１６号
奈良県生駒郡平群町大字福貴1049番地の13
破産者　西野　裕之
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所